



家庭支援事業のご案内



本市では、子育て支援・児童虐待の予防を目的として、子育て世帯訪問支援事業、子育て家庭ショートステイを実施しています。

子育て世帯訪問支援事業 (ヘルパー派遣)

事業内容

こどもの養育に対する支援が特に必要と認められるご家庭に、ヘルパーを派遣し、家事・子育て等の支援を実施することで、ご家庭における適切なこどもの養育を実施していただくことを目的としています。

対象者

伊丹市にお住まいの方で、

- ・育児に対する負担感、不安を抱える家庭
- ・こどもに対する虐待の恐れがある家庭
- ・支援が必要と思われる妊婦 等



支援内容

- ・家事支援（買い物や掃除、調理等）
- ・育児支援（保護者が主体的に実施される育児に対する補助）

利用料

	1時間あたりの料金
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	300円
市民税所得割課税額77,101円未満世帯	600円
それ以外の世帯	1,500円

利用方法

まずは、こども福祉課にご相談ください。（072-780-3518）

ご家庭やこどもの養育状況等を確認させていただき、こども福祉課が必要性の有無を検討し、利用の決定を行います。

注意点

- ・本事業の必要性が明らかに低いと判断できる場合は、利用することはできません。
- ・サービス事業者との調整により、必ずしもご希望の日時に利用できるとは限りません。できる限り、お早めにこども福祉課にご相談ください。





子育て家庭 ショートステイ事業



事業内容

こどもを養育している家庭の保護者が、出産・疾病・事故・冠婚葬祭等の理由で家庭においてこどもの養育が一時的に困難となった場合に、こどもを児童養護施設等で養育・保護を行います。

対象者

伊丹市にお住まいの方で、下記の理由等により養育が困難となった家庭のこども

- ・保護者の疾病
- ・保護者の育児疲れ、育児不安
- ・保護者の冠婚葬祭 等



支援内容

児童養護施設等において、一定期間こどもをお預かりいたします。

利用料

	2歳未満児・慢性疾患児	2歳以上児	保護者
生活保護世帯	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円
その他の世帯	5,350円	2,750円	750円

利用方法

まずは、こども福祉課にご相談ください。(072-780-3518)

こども福祉課において、ショートステイの受け入れが可能である児童養護施設等を調整し、利用の決定をさせていただきます。

注意点

- ・本事業については、あくまで一時的な支援となっております。
- ・児童養護施設等との調整により、必ずしもご希望の日時に利用できるとは限りません。できる限りお早めにこども福祉課にご相談ください。



問い合わせ先：伊丹市こども福祉課
TEL：072-780-3518

月～金曜日 9：00～17：30 ※祝日はつながりません。

子育てにお悩みの場合は、ご遠慮なくお電話ください。

